平成２６年（フ）第８２号
福岡市博多区住吉４丁目21番11号
債務者　有田美由喜
1　決定年月日時　平成26年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第８３号
福岡市中央区平尾２丁目18番３号
債務者　猪口まゆみ
1　決定年月日時　平成26年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第８４号
福岡市中央区六本松３丁目８番15―505号
債務者　長井眞智子
1　決定年月日時　平成26年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第８６号
福岡市博多区光丘町１丁目１番36―510号
債務者　山中　千春（旧姓甲山）
1　決定年月日時　平成26年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１０５号
福岡市博多区吉塚１丁目13番12号
債務者　合屋　義広
1　決定年月日時　平成26年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１１８号
福岡市博多区堅粕４丁目19番23号
債務者　藤野　義美
1　決定年月日時　平成26年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第７４５号
仙台市泉区加茂４丁目11番地の７、従前の住所仙台市太白区長町南１丁目13番78号　グリーハイツ101
債務者　吉原　夕介
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１号
秋田県大仙市東川字東田58番地
債務者　富樫　弥生
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２６年（フ）第２号
秋田県仙北市西木町桧木内字相内262番地２
債務者　西村　寛子
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２６年（フ）第２７号
茨城県ひたちなか市大字高野488番地３　マミハウスＢ棟103号、旧住所茨城県那珂郡東海村大字石神内宿2448番地12
債務者　永堀　裕靖
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第６８号
千葉県館山市高井951番地の11
債務者　山田　一枝
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２５年（フ）第１５１号
新潟市中央区二葉町３丁目5929番地
債務者　中野　茂雄
1　決定年月日時　平成26年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５３５号
新潟市東区浜谷町２丁目３番57号、前住所新潟市西区浦山３丁目７番６号
債務者　長谷川益雄
1　決定年月日時　平成26年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４６６号
石川県河北郡津幡町字津幡ハ47番地　プルミエール太白台303号、従前の住所金沢市松島２丁目103番地
債務者　水上　裕介
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第４７１号
金沢市普正寺町１字15番地、住民票上の住所金沢市専光寺町タ６番地２
債務者　玉作喜美子
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１５１号
滋賀県東近江市種町250番地35
債務者　貞森久美子
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第３６号
鳥取県倉吉市関金町堀3348番地３、旧住所鳥取県東伯郡湯梨浜町大字門田1271番地28
債務者　山﨑　秀賢
1　決定年月日時　平成26年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２５年（フ）第３７号
鳥取県倉吉市福守町482番地11、旧住所鳥取県倉吉市福守町407番地14
債務者　堀尾　敏江
1　決定年月日時　平成26年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部